

社会福祉法人防府海北園役員等旅費規程

(目的)

第1条 社会福祉法人防府海北園（以下「法人」という。）の評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の法人業務のための出張旅費等については、この規程の定めるところにより支給する。

(旅費の支給)

第2条 役員等が法人及び施設業務のため出張した場合には、当該役員等に対し旅費を支給する。

2 役員等以外の者が理事長の依頼に応じ、職務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

(出張旅費)

第3条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃（新幹線料金、特急料金、急行料金、指定席料金等を含む。）、船賃、車賃及び航空賃に要した費用を支給する。

3 宿泊費は、出張中の宿泊数に応じて実費を支給する。

4 日当は、1日当たり3,000円を支給する。

5 その他出張中において用務に支出した通信費及び雑費等は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(職員旅費規程の準用)

第4条 この規程に定めるもののほか、旅費の支給方法、請求手続き等については、法人職員旅費規程を準用する。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する理事には、この規程を適用しない。

2 前項の理事が、法人及び施設業務のため出張する場合は、法人職員旅費規程を適用する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月12日から施行する。

(費用弁償規程の廃止)

2 社会福祉法人防府海北園費用弁償規程（平成2年7月1日施行）は、廃止する。